



平成27年 5月29日

各 位

会 社 名 アジアグロースキャピタル株式会社
代表者名 代表取締役社長 小川 浩 平
(コード番号 6993 東証第二部)
問合せ先 総務部長 岩瀬 茂 雄
(TEL. 03-3448-7300)

株式報酬型ストック・オプション制度導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において役員報酬制度の見直しを行い、株式報酬型ストック・オプション制度の導入を、平成27年6月26日開催予定の当社第106期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 役員報酬制度見直しの目的

当社の株価と連動する報酬として、取締役及び監査役に新株予約権を割当てることにより、当社の業績と企業価値向上への貢献意欲及び株主重視の経営意識を一層高めることを目的に、取締役及び監査役に対し株式報酬型のストック・オプションを導入することといたしました。

2. 内容

(1) 株式報酬型のストック・オプションの導入

当社の企業価値を反映した株価と、役員報酬の連動性を高めるため、株式報酬型ストック・オプション（権利行使価額を1株当たり1円に設定した新株予約権）を割当てる制度を導入いたします。

当社の取締役報酬額につきましては、平成9年6月27日に開催いたしました定時株主総会にて月額50,000千円を報酬限度として決定しておりますが、これとは別枠にて、年額50,000千円の範囲で株式報酬型ストック・オプションとして割当てる新株予約権に関する報酬について、当該株主総会に付議することといたします。

また、当社の監査役報酬額につきましては、平成元年8月30日に開催いたしました定時株主総会にて月額2,000千円を報酬限度として決定しておりますが、これとは別枠にて、年額5,000千円の範囲で株式報酬型ストック・オプションとして割当てる新株予約権に関する報酬について、当該株主総会に付議することといたします。

当社の取締役及び監査役に対し、株式報酬型ストック・オプションとして発行する新株予約権の内容は、次のとおりです。

(2) 株式報酬型のストック・オプションの内容

①新株予約権付与対象者

取締役及び監査役

②新株予約権の総数並びに目的となる株式の種類および数

a. 新株予約権の総数

上限1年あたり、取締役は2,673個、監査役は267個といたします。

b. 新株予約権の目的である株式の種類および数

上限当社普通株式1年あたり、取締役は267,300株、監査役は26,700株といたします。

c. 各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）

100株といたします。

③新株予約権の払込金額

新株予約権の割当日において、ブラックショールズモデルにより算出した公正価値に基づいた価額を払込金額といたします。新株予約権の割当てを受けた者は、当該払込金額の払込みに代えて当社に対する報酬債権と相殺するものといたします。

④普通株式の株式分割（株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合の取り扱い

a. 総会決議の日（以下「決議日」という。）以後に、普通株式の株式分割（株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合

新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、次の算式により新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てることといたします。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割又は併合の比率

b. 決議日後に、合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で付与株式数は適切に調整されるものといたします。

⑤財産の価額・行使期間等

a. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たり1円とし、これに付与株式数を乗じた金額といたします。

b. 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当決議日の翌日から30年以内といたします。ただし、行使期間の最終日が当社の休日に当たるときは、その前営業日を最終日といたします。

c. 新株予約権の主な条件

新株予約権者は、当社の取締役及び監査役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものといたします。

d. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとし、相続による場合を除き原則として譲渡は認めないものいたします。

e. その他の新株予約権の内容等

新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めるものいたします。

以 上